

事業系一般廃棄物処分手数料改定の経過(県内近隣市町)

資料1

市町名	川越市		鶴ヶ島市(埼玉西部環境保全組合)		坂戸市		東松山市	
手数料単価 (10kg当たり) 施行年月日	平成3年4月	60円	平成7年4月	100円	平成15年4月	200円	昭和52年4月	50円
	平成7年10月	100円	平成14年4月	200円	平成22年4月	230円	昭和63年4月	60円
	平成14年4月	170円	平成16年4月	230円			平成16年4月	120円
	平成30年4月	220円					平成22年4月	200円

市町名	吉見町(埼玉中部環境保全組合)		桶川市		北本市(埼玉中部環境保全組合)		上尾市	
手数料単価 (10kg当たり) 施行年月日	昭和59年4月	60円	昭和63年4月	80円	平成12年9月	120円	平成4年7月	120円
	平成12年9月	120円	平成18年7月	120円	平成23年4月	180円	平成10年7月	170円
	平成23年4月	180円	平成20年7月	170円			平成27年10月	230円
			平成31年4月	230円				

市町名	所沢市		ふじみ野市		三芳町		川島町	
手数料単価 (10kg当たり) 施行年月日	平成元年6月1日	500円/100kg	平成17年10月	100円	平成17年10月	100円	平成5年4月	100円(80kg以上)
	平成5年6月1日	800円/100kg					平成16年4月	200円(70kg以下無料、超過の場合全て有料)
	平成12年7月1日	150円						
	平成22年10月1日	200円						
	平成25年10月1日	240円						